

⚠️ 林野火災注意報・警報の運用開始 ⚠️

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け、林野火災予防の実行性を高めるため、令和8年1月1日より「林野火災注意報・警報」の運用を開始しました。

1. 林野火災注意報・警報の概要

- ・林野火災注意報：林野火災の予防上注意が必要な気象状況になった際に発令します。
- ・林野火災警報：林野火災の予防上危険な気象状況になった際に発令します。

2. 発令基準

- ・林野火災注意報
 - ①前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下の場合
 - ②前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表された場合※当日に降水や降雪が見込まれる場合は、発令されないことがあります。
- ・林野火災警報
林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

3. 発令時の「火の使用の制限」

注意報・警報が発令された場合、以下の行為が制限されます。

- ・山林、原野等で火入れをしないこと
- ・煙火（花火など）の消費をしないこと
- ・屋外で、火遊びやたき火をしないこと
- ・屋外で、引火性・爆発性物品や可燃物の付近で喫煙をしないこと
- ・残火（たばこの吸がらを含む）、取灰、火粉は必ず始末すること

4. 違反した場合の扱い

- ・林野火災注意報
→罰則を伴わない努力義務が課されます。
- ・林野火災警報
→火の使用の制限に違反した場合、消防法により **30万円以下の罰金又は拘留**が科されることがあります。



⚠️ 「たき火などの届出」に関するお知らせ ⚠️

たき火を含む屋外で火を使用する場合は、事前に消防署へ「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の（たき火を含む）届出」の提出が必要です。

この届出は、**たき火等を許可するものではなく**、町民からの誤報による混乱を避けるためのものです。
※届出をしても、通報があった場合は消防車両で巡視警戒を行います。

発令時には、消防車両による巡回広報、SNS・町ホームページに情報を掲載、防災行政無線による周知などを行います。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

